

大阪市会の管理する情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市会（以下「市会」という。）に対する市民の理解と信頼の確保を図り、広く開かれた市会の実現に資するため、市民が市会の諸活動に関する情報を容易に得ることができるように、市会の管理する情報の提供について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「情報の提供」とは、条例に基づく請求の手続を経るまでもなく、市会自らが市会の諸活動に関する情報を市民の利用に供することをいう。

(対象とする情報)

第3条 市会議長（以下「議長」という。）は、ホームページ等により市会の情報の提供を行うほか、別表に定める議長が管理する公文書（以下「対象文書」という。）について最新の情報の提供を行うものとする。

(閲覧の場所等)

第4条 対象文書の閲覧場所は、市会図書室内の「市会情報コーナー」とする。

2 閲覧時間は、市会図書室の開室時間である午前9時から午後5時30分まで（市の休日を除く。）とする。ただし、必要があるときはこれを変更し、閲覧を停止することができる。

3 閲覧者は、係員の指示に従い、対象文書を閲覧することができる。

(費用の負担)

第5条 対象文書の閲覧は、無料とする。

2 対象文書を複写しようとするものは、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

附則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象文書

本会議録

常任委員会記録

特別委員会記録

本会議議案（告知書及び議事日程を含む）

委員会資料（常任委員会・特別委員会）

調査報告資料

市会關係例規集

市会提要

議員要覧

市会時報

市会要覧

市会史

市会情報公開条例　解釈・運用の手引

市会情報公開審査委員会　議事録及び意見の内容

市会情報公開制度のあらまし

市会各派名簿

議席表

市会日程

請願・陳情をされる方へ

市会だより

市会役員委員表

委員会モニター放映のお知らせ

新着図書案内

「大阪市会」「OSAKA CITY COUNCIL」「市会って なあに？」 等の市会広報冊子

議員海外出張報告書

委員会出張報告書

政務活動費収支報告書

その他議長が必要と認めるもの